

会長試案

**構想対象市町村の組合せ検討についての
考え方（たたき台）**

1 組合せ検討に当たっての基本的な考え方

- 本構想においては、既述した「自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な考え方」における市町村の望ましい姿、「市町村の現況及び将来見通し」の他、市町村長への「意向調査」及び今回5地域で開催した各地域懇談会の意見等を踏まえ、総務大臣の「基本指針」及び以下の考え方に基づき、合併新法下において自主的な市町村合併を推進する必要があると認められる市町村（以下「構想対象市町村」）の組合せ及びその検討の方向性を示すこととする。
- 今後、各地域で具体的な組合せを検討するに当たっては、生活圈域の一体性（通勤通学圏、商圈等）、行政サービス圏の一体性（一部事務組合等の市町村行政の連携、行政機関の配置状況等）、政策・計画上の一体性（広域市町村圏等）等市町村の結びつきを十分踏まえ、組合せの合理性、妥当性及び現実性等から総合的に検討する。
- 基本指針において、構想対象市町村として旧合併特例法（以下「旧法」という）下においては取り上げられなかったものとして、新たに示されている「おおむね人口1万未満の小規模な市町村」については、人口1万未満の町村とするとともに、現在人口1万以上であっても10年後（平成27年）の人口推計で人口1万程度となる町村についても、行政体制、財政状況、人口減少、高齢化の進行等を勘案すると、自主的な市町村合併を推進することが望ましいと考えられることから、これに準じるものとして取り扱うこととする。
※人口推計は国立社会保障人口問題研究所によるもの。
- 旧法下での合併市町村については、合併後のまちづくりや速やかな一体性の確保を優先することとするが、生活圈域を踏まえた行政区域の形成等必要がある場合は、構想対象市町村とする。
- 自主的な市町村合併推進の必要性が認められるものの、地域の状況等から、具体的な組合せを示すに至らない市町村については、今後、合併検討の方向性等を示し、引き続き検討する。

【総務大臣の基本指針（平成17年5月31日総務省告示第648号）】

（構想対象市町村を定めるに当たっての基準）

- ① 生活圈域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村
- ② 更に充実した行政権能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村
- ③ おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村（なお、③の市町村については地理的条件や人口密度、経済情勢のほか、旧法の下で合併を行った経緯についても考慮すること。）

2 段階的な組合せの検討について

- 市町村合併は、住民に身近な基礎自治体としてこれからの本格的な地方分権時代に相応しい行政体制の整備等を図るために必要であり、合併新法下において引き続き、市町村の自主的な合併を推進していく必要がある。

一方、市町村長への「意向調査」において、旧法下での非合併市町村のうち約7割は合併の必要性を答えているものの、地域懇談会等において旧法下における合併論議に参画した市町村長・議長等からは、まだ旧法下の合併経緯から間もないことから、合併新法下での合併を検討するにしても、一定の時間を要するとの意見も多く出されており、また住民投票により明確に合併反対を表明した地域もある。

- 今後、本構想に基づき地域の将来のあり方について、市町村及び地域住民の間で幅広く論議が深められ、その結果、自主的な合併の取り組みが進展することを強く期待し、県としてそうした取り組みを支援すべきである。また、構想における合併の組合せについては、国の合併支援措置を受けるために必要であるとともに、地域の具体的な合併論議を喚起し、それに資するためにも必要であるが、旧法下での合併の経緯や地域の様々な事情等から変更の可能性も高く、このため構想においても、柔軟な対応が求められ、合併新法第54条第4項において構想の変更手続が定められていることから、今後地域における検討の進捗等の状況変化に応じ、追加、変更も十分考えられる。

このため、構想における組合せについては、段階的に検討することとし、今回の第1次の構想においては、まず将来的に望ましい組合せ及び検討の方向性を示すにとどめ、各地域の住民の合併気運の醸成を図りながら、合併新法の期限（平成22年3月31日）までの実現可能性等を総合的に考慮し、さらに必要に応じ、追加、変更を行うこととする。

3 各地域における組合せ及びその検討の方向性

※人口については、平成12年国勢調査による。市町村名は、平成18年4月1日現在。

(1) 熊本市及び周辺地域

① おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村について

- ・ 富合町、西原村及び嘉島町の2町1村は、人口1万未満であり、「小規模な市町村」に該当する。3町村とも熊本市に近接し、今後、人口はやや増加が見込まれるものの、高齢化の更なる進行や厳しい財政状況等が予想される中であって、市町村合併によって規模・能力の充実強化が図られなければ、将来的に行財政基盤の維持や行政サービスの持続的・安定的提供という基礎自治体としての基本的な役割を担うことが困難な状態も懸念されるところである。
- ・ 甲佐町は、人口約12,000人であるが、将来推計人口は、平成27年には約10,000人弱となること等から、総務大臣の基本指針の「おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村」を踏まえ、将来的には、市町村合併によって規模・能力の充実強化が望まれる。

② 組合せについて

- 当地域には、人口1万未満の小規模町村のほか、政令市を目指す熊本市、さらには熊本市と日常生活圏の強い一体性を有し生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村が存在している。

- 熊本市の政令市移行については、地方分権の推進という観点に加え、今後、都市間競争の一層の激化が予想される中で、九州における拠点性をさらに高めるためにも必要である。現在、熊本市と日常生活圏等の結びつきが強い鹿本地域、菊池地域、阿蘇地域、宇城地域及び上益城地域の一部の市町村においては、政令市問題を含む都市圏ビジョン検討の取組みとして、15の市町村が参加する「熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会」が始まるなど、具体的な動きが顕在化してきたところであり、当該地域におけるこれらの自主的な検討の動き等を踏まえ、引き続き、具体的な組合せを検討する。
- 富合町、西原村、嘉島町及び甲佐町においては、今後、それぞれの町の将来のあり方について、日常生活圏や広域行政圏のつながりなどに加え、熊本市の政令市に向けた動きも踏まえ、合併に向けた具体的な検討が望まれる。

(2) 荒尾・玉名地域

① おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村について

- ・ 玉東町は、人口1万未満であり、「小規模な市町村」に該当する。今後も、更なる人口減少や高齢化の一層の進行、厳しい財政状況等が予想される中であって、市町村合併によって規模・能力の充実強化が図られなければ、将来的に行財政基盤の維持や行政サービスの持続的・安定的提供という基礎自治体としての基本的な役割を担うことが困難な状態も懸念されるところである。
- ・ 南関町は、人口約11,800人であるが、将来推計人口は、平成27年には約10,000人弱となること等から、総務大臣の指針の「おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村」を踏まえ、将来的には、市町村合併によって規模・能力の充実強化が望ましい。

② 組合せについて

- 旧合併特例法下において、当地域では、平成16年度まで荒尾市を除く1市8町での合併協議を行ってきたものの、最終段階で枠組みが崩れ、「玉名市」及び「和水町」が誕生した経緯がある。当地域は、複数の日常生活圏が重なる形で構成されているほか、行政上の結びつきも強く、地域全体としての一体性が認められ、地域懇談会では、将来的には一層の広域合併を目指す意見も出されている。
このため、将来的には、県北における中核都市の形成を目指す観点から、旧法下で合併した市町の一体性の確立の状況にも配慮しつつ、更なる広域合併に向けた検討がなされることが望まれる。
- 玉東町及び南関町においては、将来的な広域合併も視野に入れつつ、今後、町の将来のあり方について、日常生活圏や広域行政圏のつながりなどを踏まえながら、合併に向けた具体的な検討が望まれる。

(3) 阿蘇地域 ※西原村については、合併協議の経緯等熊本市周辺等地域に区分。

① おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村について

- ・南小国町、小国町、産山村及び高森町は、人口1万未満であり、「小規模な市町村」に該当する。今後も、人口減少や高齢化の進行の傾向が顕著であり、厳しい財政状況等が予想される中において、市町村合併によって規模・能力の充実強化が図られなければ、将来的に行財政基盤の維持や行政サービスの持続的・安定的提供という基礎自治体としての基本的な役割を担うことが困難な状態も懸念されるところである。

② 組合せについて

- 阿蘇地域の各市町村は、歴史的・文化的に共通したものがあり、行政上のつながりも強いほか、日常生活圏もそれぞれ隣接する市町村との結びつきが強く、一体性が認められる地域である。さらに、観光振興、自然環境保全等、共通の課題も少なくない。こうしたことを踏まえれば、将来的には、合併市村の一体性の確立の状況にも配慮しつつ、阿蘇中北部及び南部又は阿蘇地域一体での、より広域的な合併に向けた検討がなされることが望まれる。
- 南小国町、小国町、産山村及び高森町においては、将来的な広域合併も視野に入れつつ、今後、それぞれの町の将来のあり方について論議がなされる中で、日常生活圏や広域行政圏のつながりなどを踏まえながら、合併に向けた具体的な検討が望まれる。

(4) 水俣・芦北地域

① おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村について

- ・津奈木町は、人口1万未満であり、「小規模な市町村」に該当する。今後も、人口減少や高齢化の進行の傾向が顕著であり、厳しい財政状況等が予想される中において、市町村合併によって規模・能力の充実強化が図られなければ、将来的に行財政基盤の維持や行政サービスの持続的・安定的提供という基礎自治体としての基本的な役割を担うことが困難な状態も懸念されるところである。

② 組合せについて

- 水俣・芦北地域の各市町村は、日常生活圏の一体性が認められ、行政上のつながりも強く、地域の一体性が認められる地域である。また、人口減少、過疎化への対応、農業振興、まちづくりといった共通の課題も多い。こうしたことを踏まえれば、将来的には、旧法下で合併した町の一体性の確立の状況にも配慮しつつ、水俣・芦北地域一体での、より広域的な合併に向けた検討がなされることが望まれる。
- 津奈木町においては、将来的な広域合併も視野に入れつつ、今後、町の将来のあり方について論議がなされる中で、日常生活圏や広域行政圏のつながり等を踏まえながら、合併に向けた具体的な検討が望まれる。

(5) 人吉・球磨地域

① おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村について

- ・湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村及び球磨村は、人口1万未満であり、「小規模な市町村」に該当する。今後も、人口減少や高齢化の進行の傾向が顕著であり、厳しい財政状況等が予想される中において、市町村合併によって規模・能力の充実強化が図られなければ、将来的に行財政基盤の維持や行政サービスの持続的・安定的提供という基礎自治体としての基本的な役割を担うことが困難な状態も懸念されるところである。
- ・錦町及び多良木町は、人口約12,000人であるが、将来推計人口は、平成27年には、それぞれ11,000人程度、10,000人弱となること等から、総務大臣の指針の「おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村」を踏まえ、将来的には、市町村合併によって規模・能力の充実強化が望まれる。

② 組合せについて

- 人吉・球磨地域は、合併で誕生した「あさぎり町」を含め1市4町5村であるが、「小規模な市町村」が多く、地域全体としても県平均を上回るペースで人口減少や高齢化の進行が予想されるため、それぞれの町村の将来のあり方について論議される中で、地域全体として広域的な観点から合併に向けた具体的な検討が望まれる。
- この地域は、歴史的、地勢的な面を含め共通の伝統・文化を有しているほか、日常生活圏の一体性が認められ、人吉球磨広域行政圏として行政上の結びつきも強く、地域の一体性が認められる。また、高齢化、人口減少、過疎化への対応や農林水産業等の産業振興といった地域に共通の課題も多い。このため、地域の拠点性を高め、より広域的な観点に立った一体的なまちづくりを目指す観点から、将来的には、合併した町の一体性の確立の状況にも配慮しつつ、人吉・球磨地域一体での、より広域的な合併に向けた検討がなされることが望まれる。

(6) 天草地域

① おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村について

- ・苓北町は人口1万未満であり、「小規模な市町村」に該当する。現状は、普通交付税の不交付団体であるが、今後、人口減少や高齢化の進行の傾向が顕著であり、厳しい財政状況等が予想される中で、行政体制の整備等行財政基盤の面からも将来的には、合併による規模能力の充実強化が望まれる。

② 組合せについて

- 苓北町は、天草下島に位置し、「島」という地勢上の特性からも、将来的には島としてのまとまりのある自治体の実現を目指すことが望まれる。今後、町の将来のあり方について論議がなされる中で、日常生活圏や広域行政圏のつながり等を踏まえながら、できるだけ早い段階において、合併に向けた具体的な検討が望まれる。